博士の学位論文の提出及び公表に係る確認書（申請書）

　広島大学が博士の学位を授与したときは，学位規則（昭和二十八年四月一日文部省令第九号）の第八条，第九条及び広島大学学位規則（平成16年4月1日規則第8号）の第13条及び第14条に基づき，広島大学学術情報リポジトリにおいて「学位論文の内容の要旨」，「学位論文審査の結果の要旨」及び「学位論文の全文」を公表します。

　博士の学位論文を提出するにあたり，学位の申請及び広島大学学術情報リポジトリにおける公表について以下の項目を確認のうえ，必要事項を記入してください。

【広島大学学位規則（平成16年4月1日規則第8号）抜粋】

(学位論文要旨の公表)

第13条　本学が博士の学位を授与したときは，当該博士の学位を授与した日から3月以内に，当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第14条　本学において博士の学位を授与された者は，当該博士の学位を授与された日から1年以内に，当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし，当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは，この限りでない。

2　前項の規定にかかわらず，博士の学位を授与された者は，やむを得ない事由がある場合には，学長の承認を受けて，当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において，学長は，その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3　博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は，本学の協力を得て，インターネットの利用により行うものとする。

4　前3項の規定により当該博士の学位の授与に係る論文を公表するときは，「広島大学審査学位論文」と明記しなければならない。

|  |  |
| --- | --- |
| 学位申請者氏名 |  |
| 論文提出先研究科 |  |
| 論文題目 |  |

問い合わせ先：

①　リポジトリ・著作権に関すること

広島大学図書館　図書学術情報企画グループ　学術情報企画主担当

Tel : 082-424-6228 (内線　東広島6228) Fax: 082-424-6211 (内線 東広島6211)

E-Mail : tosho-kikaku-jyoho @office.hiroshima-u.ac.jp

広島大学学術情報リポジトリ（HiR）トップページ http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/

②　確認書（申請書）・電子ファイル・学位論文審査に関すること

各支援室等学生支援担当

③　特許等に関すること

指導教員 または 広島大学学術・社会連携室　知的財産部

Tel: 082-424-5597 Fax: 082-424-6133

E-Mail: chizai@hiroshima-u.ac.jp

※以下の項目は，事務で記入します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 学位記番号 | 甲乙 | 第　　　　　　　　号 | 学位授与年月日 | 年　　　月　　　日 |

|  |
| --- |
| １．学位論文執筆に係る確認事項 |
|  | □ | 所定の研究倫理教育プログラムを受講し，研究倫理に関し必要な事項を理解したこと。 |
| □ | 研究上の不正行為（捏造，改ざん，盗用等）を行っていないこと。 |
| □ | 著作権の侵害行為を行っていないこと。（以下のア～エを満たす，適切な方法で引用を行っている。または，学位論文執筆に関して著作権者の許諾を得ている。）ア　既に公表されている著作物であることイ　「公正な慣行」に合致すること　・引用を行う「必然性」があること　・カギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていることウ　研究の引用の目的上「正当な範囲内」であること・引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること・引用される分量が必要最小限の範囲内であること　エ　「出所の明示」をすること |
| □ | プライバシーを保護すべき研究対象者が存在しないこと。または，研究対象者のプライバシーが保護されていること。（対象者が研究対象となることを了解しており，公表方法等にも合意している。） |
| ２．学位論文申請に係る確認事項 |
|  | □ | 共著者がいる場合，共著者が同じ内容で学位論文申請を行うことが無いよう，「あなたの学位論文とすることに同意する。」旨の書類を本学に提出していること。または，単著論文であること。 |
| □ | 「学位論文の全文」，「学位論文の要旨」の電子データを提出すること。また，広島大学学位規則第14条第2項における「やむを得ない事由」がある場合には，併せて「学位論文全文の要約」の電子データを提出すること。博士論文の電子データ形式は，PDF（PDF/A(ISO 19005)推奨）とする。 |
| ３．広島大学学術情報リポジトリで公表することに係る確認事項 |
| ＜注意事項＞1. 本学では広島大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）で論文の全文及び論文の要旨をインターネット公開することとしているため，本確認書（申請書）提出の際に，著作権のうち複製権・公衆送信権について許諾したこととなります。
2. リポジトリではデータの公開にあたり，データの複製（印刷・ダウンロード等）は，調査研究・教育または学習を目的としている場合に限定されることを明示します。
3. 「学位論文の要旨」及び「論文審査の要旨」は学位授与日から3月以内に，「学位論文の全文」又は「学位論文全文の要約」は学位授与日から1年以内にリポジトリにおいて公表し，リポジトリトップページに「お知らせ」を掲載しますので，確認してください。
 |
|  | □ | 学位論文全文の公表に際し，学位申請者自身が著作権等の権利関係を確認済みであること。 |
| □ | 広島大学学位規則第14条第2項における「やむを得ない事由」（以下Ａ～Ｈ）に該当しないこと。（該当がある場合はこの欄を空欄とし，以下の項目にチェックを入れること。） |
| 【広島大学学位規則第14条第2項における「やむを得ない事由」に該当する項目】（ない場合はチェック不要） |
|  | Ａ□ | 立体形状による表現を含むなど事実上インターネットでの公表が不可能なものである。 |
| Ｂ□ | 学位論文における文章や図表・写真等について，著作権法第32条に定める引用ではなく，同法第63条に定める許諾によって利用した場合において，リポジトリでの公表が許諾に係る利用方法及び条件の範囲内に含まれていない。また，リポジトリでの公表について許諾が得られていない。 |
| Ｃ□ | 共著者のある場合で，リポジトリで公表することについて許諾が得られていない。 |
| Ｄ□ | 著作権を譲渡している場合で，著作権者（出版社や学会）に許諾が得られていない。 |
| Ｅ□ | 投稿・出版した（またはその予定がある）ものであって，掲載誌・出版社の許諾が得られていない。 |
| Ｆ□ | 公表してはいけないような，対象者のプライバシーに関わる情報や秘匿の情報を含んでいる。 |
| Ｇ□ | 投稿・出版の予定があって，全文の公表により申請者自身に明らかな不利益が生じる。 |
| Ｈ□ | 特許・実用新案等の出願の予定があって，全文の公表により申請者自身に明らかな不利益が生じる。 |
| 広島大学長　殿上記の理由（詳細：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）により，学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表したいので，申請します。なお，上記の理由が解消された場合には，速やかに（提出先：　　　　　　　　　　　　　）へ改めて本紙を提出し，論文の全文を公表します。【公開予定日：２０　　年　　月　　日】　（　□　公開予定日は定まらない。） |
| （事務で記入）やむを得ない事由の審議結果 | ２０　　年　　月　　日　研究科教授会・代議員会　承認　　□ |
| ４．申請者署名及び指導教員署名 |
| 学位申請者署名（自署） |  | ２０　　年　　月　　日 |
| 主指導教員署名（自署）（論文博士の場合，主査等署名） |  | ２０　　年　　月　　日 |
| **【主指導教員によるチェック欄】** |
| □ | 学位申請者の論文について，盗用・剽窃等がないことを確認しました。①剽窃チェックソフト「iThenticate」の使用②適切な方法で引用が行われていることの確認※「iThenticate」の確認結果の画面（類似率（％）が表示されている部分）のコピーを添付してください。（クリップ留め） |